

「医療情報取得加算」及び「医療 DX 推進体制整備加算」 の取扱いについて

上記の加算は公害診療・調剤報酬請求の対象外です。これらの加算を含めてご請求いただいた場合、従前は増減通知書にて点数の査定をお知らせしておりましたが、令和 6 年 9 月診療報酬審査会における審査分公害診療・調剤報酬明細書（レセプト）より、該当加算を事務局点検にて削除する場合があります。その場合、増減通知書は発行せず、決定通知書に簡易なお知らせを封入させていただきますので、予めご了承ください。

公害診療・調剤報酬明細書（レセプト）作成の際は、下記加算を除いてのご請求にご協力ください。

なお、本件に関しては所管省庁である環境省に確認済みです。

《公害診療・調剤報酬請求の対象とならない加算》

①医療情報取得加算 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4

②医療 DX 推進体制整備加算

新宿区健康部健康政策課
公害保健給付担当
電話 03-5273-3048